

高知県教育研究奨励費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、教育研究奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助事業)

第2条 県は、初等中等教育等の振興及び教職員の自発的な教育研究活動を推進し、教職員の資質向上と指導方法等の改善を図るため、別表に定める団体及び教職員で構成する自主研修グループ（以下「補助事業者」という。）が実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して補助する。

(補助の対象となる期間)

第3条 補助事業者が補助金の交付を受ける対象となる期間は、補助金交付決定日から当該年度末までとする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとし、高知県教育長（以下「教育長」という。）が認める額とする。

(申 請)

第5条 規則第3条第1項及び第2項の規定による申請書及び関係書類は、別記第1号から別記第3号様式まで及び別紙1によるものとし、別に定める日までに各1部を教育長に提出するものとする。

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 教育長は前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助金交付先に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行

役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 教育長は、補助事業者が前条各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(請 求)

第8条 補助金は、補助事業が終了した後に、交付するものとする。ただし、教育長が補助事業の円滑な実施を図るため必要があると認める場合は、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書に概算払いを必要とする理由及びその積算基礎を明らかにした書類を添付して教育長に提出しなければならない。

(変 更)

第9条 補助事業者は、次の各号に該当する補助事業の内容及び経費の変更をする場合には、事前に別記第5号様式による事業内容変更申請書に別記第6号様式その他必要な書類を添付して教育長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の変更(ただし、20パーセント以内の減額は除く。)を伴う補助対象経費の変更
- (2) 補助対象経費間において別表に定める割合を超える増減の変更

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、別記第5号様式により教育長に提出し、その承認を受けなければならないこと。

2 前項による中止又は廃止をした場合で、既に当該中止又は廃止に係る補助金が補助事業者に交付されているときは、補助事業者は教育長が指示する額を返還しなければならないこと。

(補助の条件)

第10条の2 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、第6条各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は補助事業が完了した日から1カ月以内又は翌年度4月15日のいずれか早い日までに別記第7号様式による実績報告書を教育長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、別記第8号様式による事業実績概要及び別記第9号様式による収支決算書を添付しなければならない。
- 3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第10号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 教育長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合において、当該報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第6条の規定により通知した補助金の交付決定額と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(経 理)

第13条 補助事業者は、補助事業について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

(グリーン購入)

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達するときは「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条、第11条第4項、第13条及び第14条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条、第9条関係）

補助事業者	補助事業区分	補助対象経費	補助率	変更	補助事業者の構成等
教育研究団体	(1) 研究大会及び研修会の開催	大会及び研修会の開催に要する経費 ・謝金 ・旅費 ・使用料及び賃借料 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・通信運搬費	定額	団体にあつては、補助事業区分間での20%を超える増減（ただし、補助金額が30万円以下の） 補助対象経費の総額の20%を超える金額の配分の変更	(1) 公立学校教職員又は教育関係者。 (2) 研究内容が適正であり団体の運営が堅実で、民間会社、政党、労働組合等と特別な関係を有していないこと。
	(2) 研究調査及び研修	研究調査及び研修会への参加に要する経費 ・謝金 ・旅費 ・使用料及び賃借料 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・資料代 ・通信運搬費			
	(3) 研究用図書購入	・図書購入費			
	(4) 研究成果刊行	研究成果の刊行に要する経費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・資料代 ・通信運搬費			
教育研究グループ	教育に関連する分野における指導方法等についての研究で、具体的には次のような教育分野の研究とする。 (1) 各教科・道徳・特別活動及び総合的な学習の時間に関するもの (2) 幼児教育に関するもの (3) 心の教育・健康教育に関するもの (4) 学校事務に関するもの	・講師謝金 ・調査旅費 支給対象となるのは県内旅費のみ。ただし、講師招致旅費についてはこの限りではない。 ・印刷製本費 ・使用料及び賃借料 研究のため利用する施設や器具等の使用料が対象。 ・消耗品費* ・通信運搬費 切手代、運送料等。電話代はその積算根拠が明確にできれば補助対象とする。	定額 ～ 10万円を上限とする	補助対象経費間の50%を超える増減	(1) 国公立私立幼稚園教職員 (2) 公立私立保育所保育士 (3) 公立小中学校教職員 (4) 高等学校及び特別支援学校教職員 複数校の教職員5～10名程度で構成すること（ただし、特別支援学校については単独構成可）。 研究効果を考慮して広範囲にならないこと。

備考1 「補助対象経費」欄の「消耗品費」として事務用品等の購入をする場合は、原則として、グリーン購入法適合商品を購入するものとする。

2 「補助対象経費」欄の「消耗品費」の金額的な基準は1品2万円以内とする。

3 「補助対象経費」欄の「消耗品費」には、研究に必要な原材料を含むものとする。

令和 年 月 日

高知県教育長 様

事務所の所在地

補助事業者名

代表者名

（生年月日： 年 月 日）

令和 年度高知県教育研究奨励費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、上記の補助金交付について関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 円

添付書類

事業計画書（別記第2号様式）

収支予算書（別記第3号様式）

補助事業者の概要（別紙1）

県税の納付等について（該当するものに☑をしてください。）

- 県税の納付について滞納がないため「納税証明書」を添付します。
（※県税事務所が発行する「納税証明書」を添付してください。）
- 県税の納付義務はありません。
- その他（下記に事由を記載してください。）

別紙1（第5条関係／グループ用）

補助事業者の概要

補助事業者名

	氏名	職名	勤務校	備考
代表者名				電話番号
会計等の 事務担当者				
グループの結成年月日 事務所の所在地 郵便番号 住所 電話番号				

あてはまる方に○をつけてください。

1. 今回初めてグループを結成したので、代表者名義の口座を開設していない。
2. 以前よりグループを結成しており、代表者名義の口座を開設している。

補助事業者の概要

団 体 名			事務所所在地		
			電話番号		
			設立年月日	年 月 日	
			事務職員	専任 人 兼任 人	
役 職	役職名	氏 名	公 職 名		
		事務担当者			
構 成 員	会 員 数		会 費	組織の態様	会員の資格要件
	個人	人	個人年額 円	単一組織又は	
	学校	校	学校年額 円	部会組織	
	団体	団体	団体年額 円	部会名	

事業計画書

補助事業者名			
事業名	実施時期	場 所	参加者数
事業内容			
振込先	銀行 金庫 農協	店 出張所 支所	
預金種目	1. 普通預金 2. 当座預金		
口座番号			
口座名義人 (正確に)	住 所 補助事業者名 氏名(フリガナ)		

必ずグループ又は団体代表者名義の口座を記入すること（個人口座は不可）。

第3号様式（第5条関係／グループ用）

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金					
合 計					

支出の部

(単位：円)

経 費 区 分	科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減		備 考
				増	減	
補 助 対 象 経 費	講師謝金					
	調査旅費					
	印刷製本費					
	使用料及び賃借料					
	消耗品費					
	通信運搬費					
	小 計					
補 助 対 象 外 経 費						
	小 計					
合 計						

上記のとおり相違ないことを、内訳書を添えて証明します。

令和 年 月 日

所 在 地

補助事業者名

代 表 者 名

収 支 予 算 書

収入の部

単位：円

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
会費					
振興会補助					
県費補助金					
寄付金					
雑収入					
繰越金					
合計					

支出の部

単位：円

事業 区分	科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
				増	減	
補 助 対 象 経 費	研究大 会及び 研修会 の開催	謝金				
		旅費				
		使用料及び賃借料				
		消耗品費				
		印刷製本費				
		通信運搬費				
		計				
	研究調 査及び 研修	謝金				
		旅費				
		使用料及び賃借料				
		消耗品費				
		印刷製本費				
		資料代				
		通信運搬費				
計						
研究用 図書購 入費	図書購入費					
	計					
研究成 果刊行	消耗品費					
	印刷製本費					
	資料代					
	通信運搬費					
	計					
補助対象外 事業（その 他の事業費）						
	計					
合 計						

上記のとおり相違ないことを、内訳書を添えて証明します。

令和 年 月 日

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 名

別記第3・6・9号様式の添付資料（グループ／団体共通様式）

内 訳 書

科 目 名	金 額	左の内訳
	円	
記入例 講師謝金 研究調査及び研修	30,000円 旅費 10,000円	○○(名前・職名)×○人×○回=30,000円 (○○県) ○○円×○人×○回=10,000円

別記第3・6・9号様式の提出時には必ず添付すること。

令和 年 月 日

高知県教育長 様
事務所の所在地
補助事業者名
代表者名

概 算 請 求 書

金 円

高知県教育研究奨励費補助金交付要綱第8条第1項ただし書の規定により令和 年度高知県教育研究奨励費補助金を交付（概算）されるよう請求します。

補助金交付決定額 円

既 交 付 額 円

今 回 請 求 額 円

振 込 先	銀行 金庫 農協	店 出張所 支所
預 金 種 目	1. 普通預金 2. 当座預金	
口 座 番 号		
口座名義人	住 所 補助事業者名 氏 名	

令和 年 月 日

高知県教育長

様

事務所の所在地

補助事業者名

代表者名

事業内容変更（中止・廃止）申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた令和 年度高知県教育研究奨励費補助金に係る事業について、別紙のとおり内容を一部変更（中止・廃止）したいので高知県教育研究奨励費補助金交付要綱第9条（第10条第1項）の規定により承認してくださるよう申請します。

別紙

事業計画書（別記第2号様式）

収支予算書（別記第6号様式）

事業内容変更（中止・廃止）理由書

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：円)

科 目	変 更 後 予 算 額	変 更 前 予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金					
合 計					

支出の部

(単位：円)

経 費 区 分	科 目	変 更 後 予 算 額	変 更 前 予 算 額	比 較 増 減		備 考
				増	減	
補 助 対 象 経 費	講師謝金					
	調査旅費					
	印刷製本費					
	使用料及び賃借料					
	消耗品費					
	通信運搬費					
	小 計					
補 助 対 象 外 経 費						
	小 計					
合 計						

上記のとおり相違ないことを、内訳書を添えて証明します。

令和 年 月 日

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 名

収 支 予 算 書

収入の部

単位：円

科 目	変更後 予算額	変更前 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
会費					
振興会補助					
県費補助金					
寄付金					
雑収入					
繰越金					
合計					

支出の部

単位：円

事業 区分	科 目	変更後 予算額	変更前 予算額	比較増減		備 考
				増	減	
補 助 対 象 経 費	研究大 会及び 研修会 の開催	謝金				
		旅費				
		使用料及び賃借料				
		消耗品費				
		印刷製本費				
		通信運搬費				
		計				
	研究調 査及び 研修	謝金				
		旅費				
		使用料及び賃借料				
		消耗品費				
		印刷製本費				
		資料代				
		通信運搬費				
計						
研究用 図書購 入費	図書購入費					
	計					
研究成 果刊行	消耗品費					
	印刷製本費					
	資料代					
	通信運搬費					
	計					
補助対象外 事業（その 他の事業費）						
	計					
合 計						

上記のとおり相違ないことを、内訳書を添えて証明します。

令和 年 月 日

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 名

令和 年 月 日

高知県教育長 様

事務所の所在地

補助事業者名

代表者名

令和 年度高知県教育研究奨励費補助金実績報告書

高知県補助金等交付規則第11条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助金交付決定額 円

事業実績概要 別紙のとおり

収支決算書 別紙のとおり

事業完了年月日 令和 年 月 日

事業実績概要

補助事業者名

事業名	実施年月日	場所	参加者数

事業内容

1. 研究テーマ
2. 実践を終えて
3. 研究の成果と課題

第9号様式（第11条関係／グループ用）

収 支 決 算 書

収入の部

（単位：円）

科 目	本 年 度 決 算 額	本 年 度 予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金					
合 計					

支出の部

（単位：円）

経 費 区 分	科 目	本 年 度 決 算 額	本 年 度 予 算 額	比 較 増 減		備 考
				増	減	
補 助 対 象 経 費	講師謝金					
	調査旅費					
	印刷製本費					
	使用料及び賃借料					
	消耗品費					
	通信運搬費					
	小 計					
補 助 対 象 外 経 費						
	小 計					
合 計						

上記のとおり相違ないことを、内訳書を添えて証明します。

令和 年 月 日

所 在 地

補助事業者名

代 表 者 名

収 支 決 算 書

収入の部

単位：円

科 目	本年度 決算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
会費					
振興会補助					
県費補助金					
寄付金					
雑収入					
繰越金					
合計					

支出の部

単位：円

事業 区分	科 目	本年度 決算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
				増	減	
補 助 対 象 経 費	研究大 会及び 研修会 の開催	謝金				
		旅費				
		使用料及び賃借料				
		消耗品費				
		印刷製本費				
		通信運搬費				
		計				
	研究調 査及び 研修	謝金				
		旅費				
		使用料及び賃借料				
		消耗品費				
		印刷製本費				
		資料代				
		通信運搬費				
	計					
	研究用 図書購 入費	図書購入費				
		計				
	研究成 果刊行	消耗品費				
		印刷製本費				
		資料代				
		通信運搬費				
計						
補助対象外 事業（その 他の事業費）						
	計					
合 計						

上記のとおり相違ないことを、内訳書を添付して証明します。

令和 年 月 日

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 名

高知県教育長 様

住 所
氏 名

令和 年度消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付の決定があった令和 年度高知県教育研究奨励費補助金について、同補助金交付要綱第11条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	令和 年 月 日付け 第 号による交付決定額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

添付書類

内訳資料その他参考となる資料